

大学発ベンチャー「**起業前**」支援

**START
SCORE**

(大学発新産業創出プログラム)

(社会還元加速プログラム)

2020年3月

産学連携展開部

START事業グループ



科学技術振興機構

START

(大学発新産業創出プログラム)

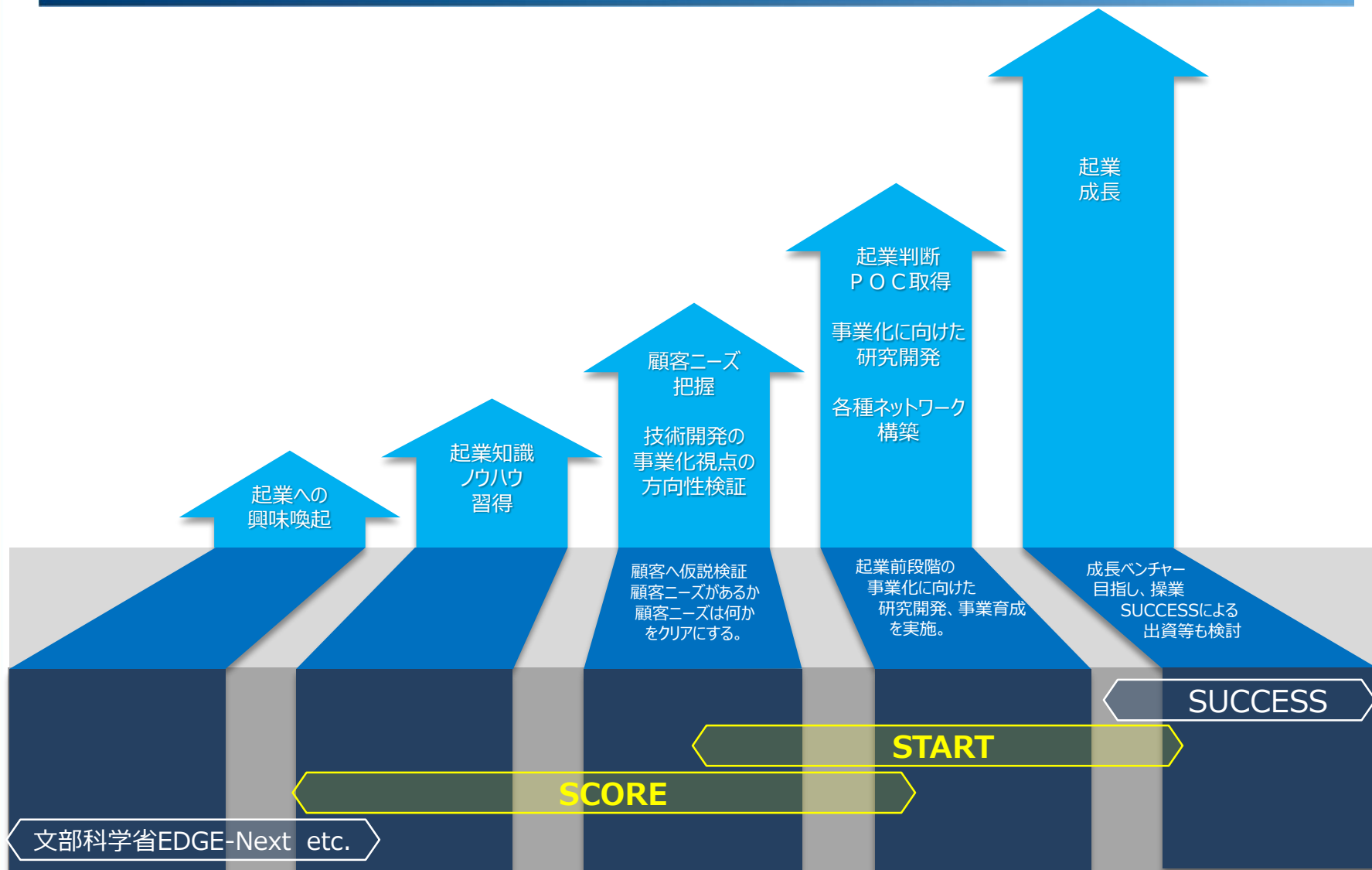
START事業の目的

大学等発スタートアップ創設による研究成果の社会実装



START事業の目的

JST関連のスタートアップ支援事業の位置づけ



START事業の目的

大学等発ベンチャーの困難のブレークスルーに向けて

大学発ベンチャーの壁

市場ニーズへの
マッチングの壁



事業化に必要な
ネットワークの壁



事業化を支援する
リスクマネーの壁



- ① 事業育成やリスクマネー誘引に熟練した**事業プロモーター**の活用
- ② **ビジネスモデル検証**
(事業戦略、知財戦略)
- ③ 研究開発の**投資家視点**によるプロジェクトマネジメント
- ④ **事業化に向けた**研究開発と**事業育成**を一体的支援

START事業での支援

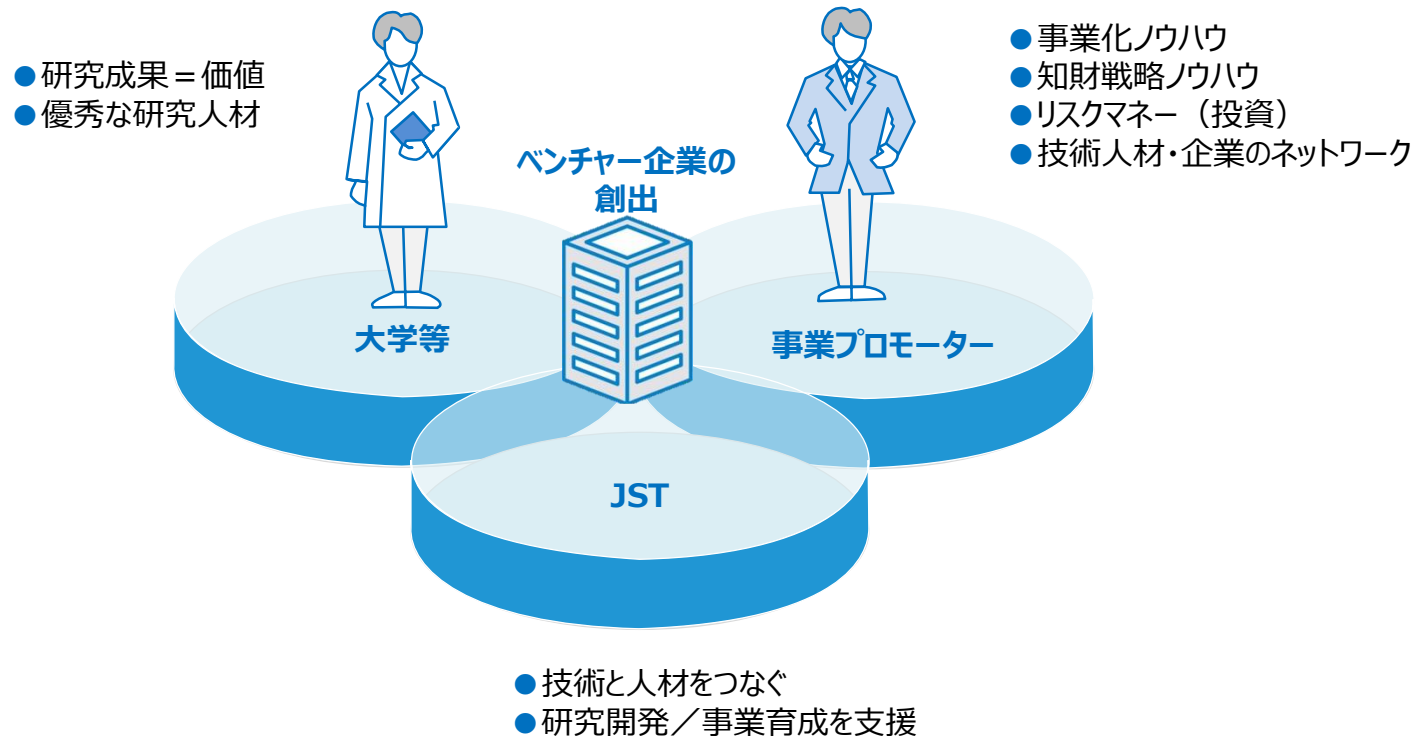
大学の革新的に向けた技術シーズの事業化に向けた研究開発と、事業化ノウハウをもった民間人材による事業育成を支援期間内で一体的に実施し、事業戦略・知財戦略を構築し、成長ベンチャーの創出を目指す。

START事業のしくみ

大学発ベンチャー エコシステム

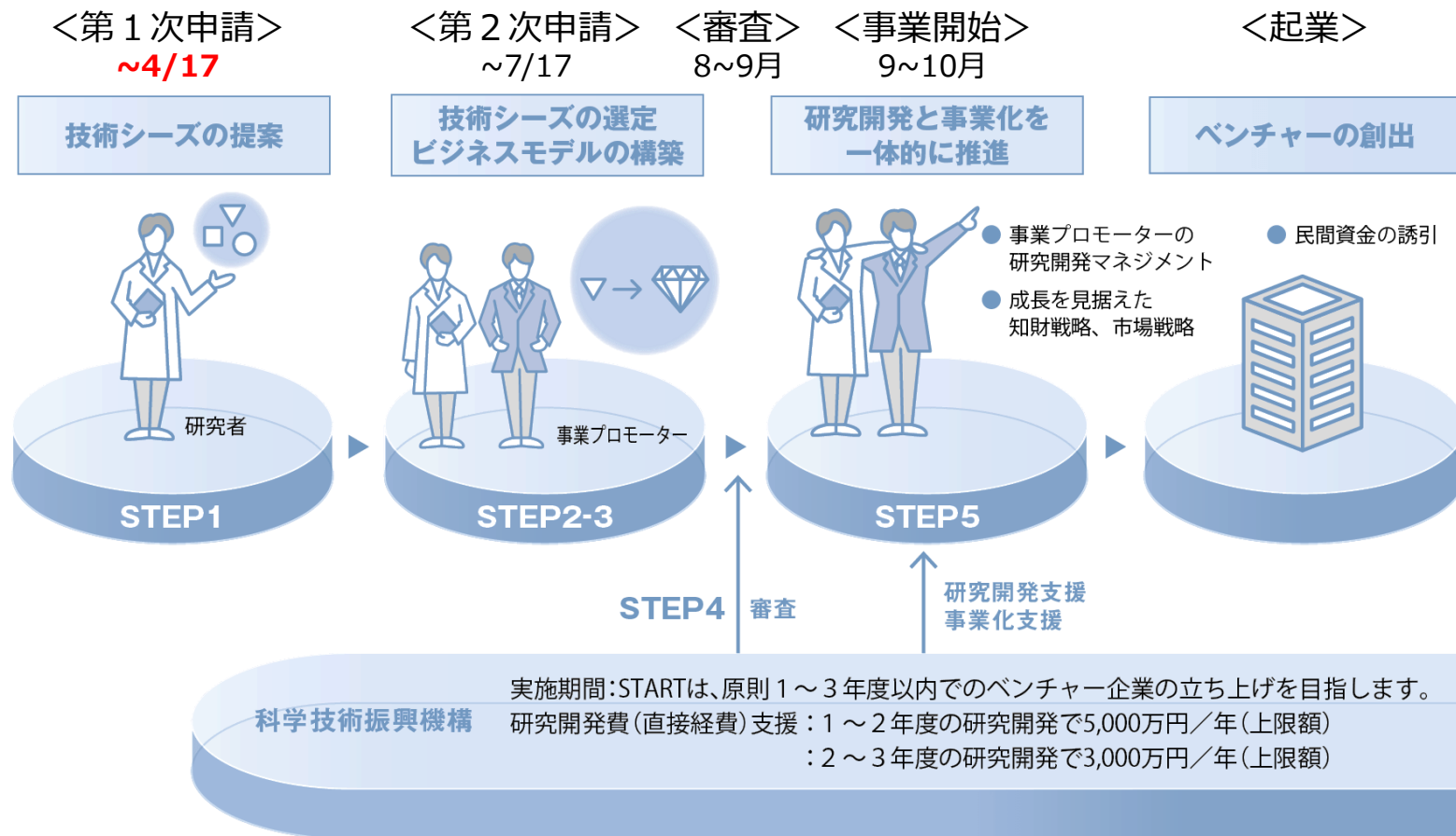
産学官金が連携して持続的な大学等発日本型イノベーションモデルの構築を目指す。

- 既存企業ではリスクを負えない**ポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する**
- 大学等の革新的技術シーズを基に**グローバル市場を目指す**
- シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、
基礎研究と事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する
- 関係者が一定のコストを負担しつつ、コストに見合うメリットを得ることで**持続的なシステムを構築する**



START事業の流れ

「プロジェクト支援型」の申請～支援終了までの全体像



2020年度公募

- ・第一次申請締切 : ~4月17日(金) 正午
- ・第二次申請締切 : ~7月17日(金) 正午

プロジェクト支援型 事業プロモーターとのマッチングに向けて 大学発ベンチャーで注意すべき成長阻害要素

学術研究と事業化技術の違いの理解不足

学術研究	: トップデータ、新しい知見や発想	(→論文掲載)
事業化技術	: 安定生産、信頼性の高い機能・性能 機能・性能を妥当な価格で提供	(→品質保証) (→顧客視点)

知財対策、競合対策が甘い

- × 企業との共願特許を相手企業の合意なしに、ベンチャーを計画
- × 競合他社、競合技術は皆無と断言し、潜在分析を行なわない楽観論
(市場が魅力的に成長すると後追いが出現。顧客は代替品でも購入)

ビジネスモデル、事業計画が曖昧

- × ビジネスモデル (= 収益を得る仕組み) が曖昧なままベンチャー設立
- × 投資を呼び込む事業計画ができないまま、ベンチャー設立

起業前段階からの事業化に方向付けた支援が重要

2020年度 事業プロモーター



QBキャピタル合同会社



ユニバーサル マテリアルズ
インキュベーター(株)



ジェネラルパートナー(株)



(株)FFGベンチャービジネス
パートナーズ



ニッセイ・キャピタル(株)



日本戦略投資(株)



ウエルインベストメント(株)



MedVenture Partners(株)



(株)ジャフコ



(株)東京大学エッジキャピタル



バイオ・サイト・キャピタル(株)

※2020年度新規事業プロモーターは
今後公募により追加予定。

事業プロモーターは、日々技術シーズを探索しています。また第2次申請のための検討時間も非常にかかります。そのため、第1次申請前に、事業化方針等の相性確認も含め、事業プロモーターに連絡頂く事を推奨いたします。

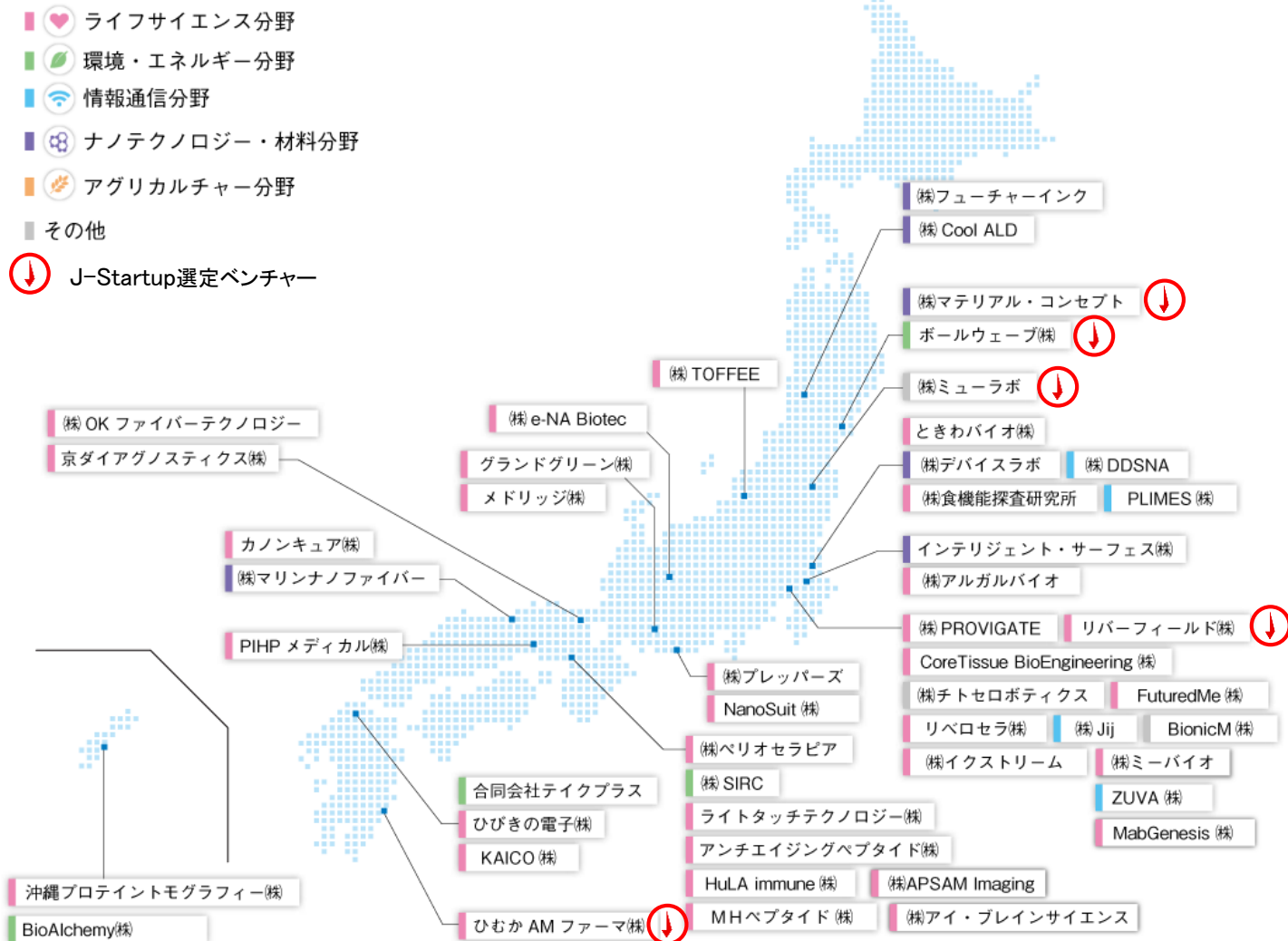
START実績

プロジェクト支援型 一次申請・二次申請・採択の実績

	① 第1次 申請数	② 第2次 申請数	③ 採択数	推薦率 (②÷①)	採択率 (③÷①)	活動 プロモーター ユニット数
2012年度	168	40	27	24%	16%	7
2013年度	208	34	16	16%	8%	11
2014年度	137	38	15	27%	11%	12
2015年度	115	32	12	28%	10%	12
2016年度	88	31	11	35%	13%	16
2017年度	94	35	13	37%	14%	13
2018年度	82	18	9	22%	11%	12
2019年度	74	19	10	26%	14%	13
合計	966	247	113	25%	12%	

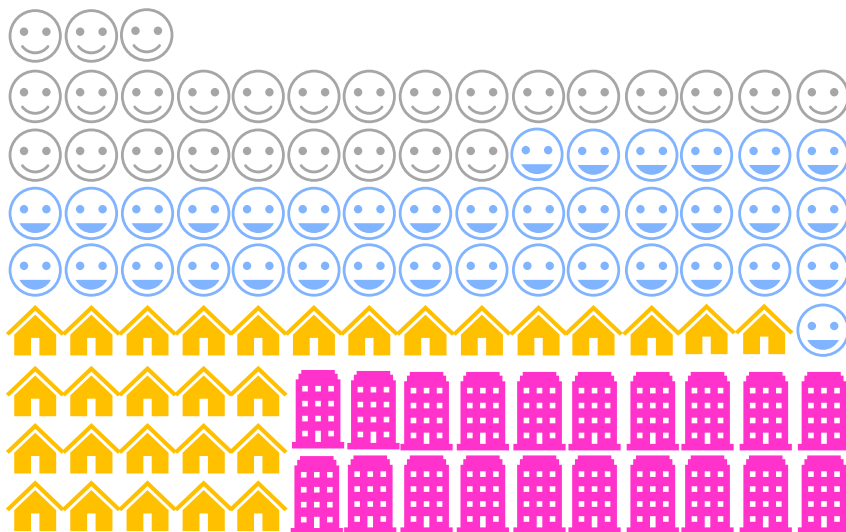
START実績

START発ベンチャー (49社 : 2020.2現在)



START実績

START発ベンチャーのアウトプット、アウトカム



● 採択プロジェクト総数
(2012～2019年度) **113** PJ

● 終了プロジェクト総数
(2019年3月末日) **86** PJ

● ベンチャー設立数
(2019年6月時点) **49** 社

● ステップアップ数
(出資1億円以上調達など) **20** 社

● 売上発生社数
(2019年6月時点) **23** 社

● 雇用創出数
(2019年6月時点) **275** 名

【起業率】

57 %

$\frac{\text{ベンチャー設立数 (49社)}}{\text{終了プロジェクト数 (86PJ)}}$

【ステップアップ率】

40 %

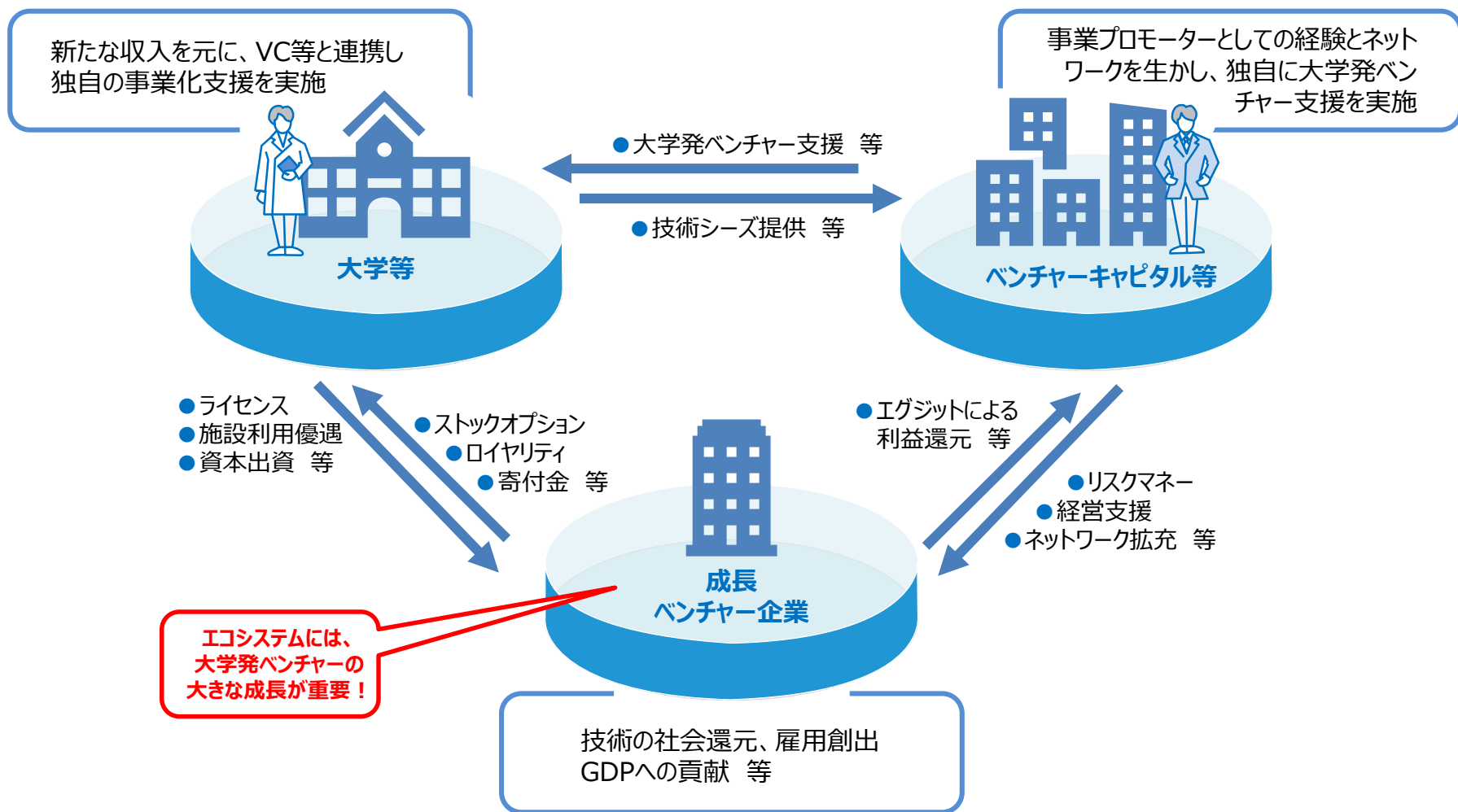
$\frac{\text{ステップアップ数 (20社)}}{\text{ベンチャー設立数 (49社)}}$

【リスクマネー調達平均額】

2.2 億円

$\frac{\text{全社リスクマネー調達総額 (110億円)}}{\text{ベンチャー設立数 (49社)}}$

STARTが目指す大学発ベンチャーエコシステム



START実績

START発ベンチャー事例（1）



リバーフィールド株式会社

(東京工業大学発ベンチャー)
(東京医科歯科大学発ベンチャー)



人に優しい、安全な医療の実現のために——
空気圧で動く手術支援ロボットを、世界のマーケットへ。

株式会社ジャフコ

橋爪 克弥

(事業プロモーター)

リバーフィールド株式会社
取締役

原口 大輔

東京医科歯科大学 生体材料工学研究所 教授
リバーフィールド株式会社 代表取締役社長

川嶋 健嗣

(研究代表者)

■プロジェクト概要

課題名 「気体の超精密制御技術を基盤とした
低侵襲手術ロボットシステムの開発」

事業プロモーター：株式会社ジャフコ

研究開発機関：東京工業大学/東京医科歯科大学

START採択：2012年度

ベンチャー設立：2014年5月20日

■技術概要

空気圧駆動型内視鏡把持ロボット「EMARO」

空気圧の連続的な精密制御技術を搭載した内視鏡把持ロボット。ジャイロセンサーを装着した執刀医の頭の動きを感知し、それをもとに空気圧で内視鏡を動かすことができる。空気圧駆動のため動きが柔らかく、手振れを起こす心配もないため、手術中に医師が望む画像を安全かつ正確に提供できる。



■ニュース・プレス情報

2014年8月

第三者割当増資により約2億円調達

2016年3月

第三者割当増資により約6億円調達

2017年10月

第三者割当増資により総額11.5億円の調達

2018年6月

J-スタートアップ企業に選定

START実績

START発ベンチャー事例（2）



ときわバイオ株式会社 (産業技術総合研究所発ベンチャー)



このベクターで、今までなかった遺伝子治療ができる。
それを実現するまでは、絶対に終われない。

ウォーターベイン・パートナーズ株式会社
代表取締役パートナー

黒石 真史

(事業プロモーター)

ときわバイオ株式会社
代表取締役

松崎 正晴

産業技術総合研究所 ヒト細胞工学研究ラが長
ときわバイオ株式会社 取締役

中西 真人

(研究代表者)

■プロジェクト概要

課題名 「ステルス型RNAベクターを使った
再生医療用ヒト細胞創生技術」
事業プロモーター : ウォーターベイン・パートナーズ株式会社
研究開発機関 : 産業技術総合研究所
START採択 : 2013年度
ベンチャー設立 : 2014年12月22日

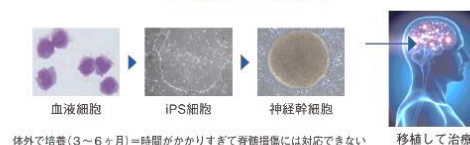
■技術概要

ステルス型RNAベクター

染色体に触れることなく細胞質内に遺伝子情報を運べるベクター（遺伝子の乗り物）で、安全かつ持続的な遺伝子発現を可能にする。

また、一度に大量の遺伝子を運んだり、反応に不要なものを除去したりできることから、遺伝子治療、再生医療分野、バイオ医薬品製造、がん治療にも大きく貢献する

現在考えられている再生医療



ステルス型RNAベクターを使った近未来の再生医療



■ニュース・プレス情報

2017年11月 第三者割当増資により
総額**3.3億円**の調達
2018年9月 AMED研究開発基盤事業採択

START実績

START発ベンチャー事例（3）



株式会社SIRC
(大阪市立大学発ベンチャー)



SIRCデバイスで世界が変わる
最先端のエネルギーマネジメントを実現

株式会社SIRC
取締役

高橋 真理子

(元事業プロモーター)



株式会社SIRC 取締役会長
大阪市立大学大学院工学研究科・教授

辻本 浩章

(研究代表者)



株式会社SIRC
代表取締役社長

平澤 大

■プロジェクト概要

課題名 「多機能エネルギーセンサによる
革新的省電力ソリューション技術の開発」
事業プロモーター : 日本戦略投資株式会社
研究開発機関 : 大阪市立大学
START採択 : 2013年度
ベンチャー設立 : 2015年2月18日

■技術概要

SIRCデバイス

電力の測定ができる3mm×3mm角の極めて小さなセンサ。
従来の電力センサとは異なる原理により、多機能、低価格を特徴とする磁性薄膜エネルギーセンサである。非接触型で小型軽量のため、これまで適用することができなかった部位に多次元的に配置することが可能。

電力の測定だけでなく
方向を測定できるため、
メーターの針の角度や
エコーを用いて対象物
までの距離を測ることで
自動運転にも応用可能。



■ニュース・プレス情報

2018年12月 **関西電力グループとの、資本業務提携**の発表
2018年12月～2019年1月
業務提携先の事業会社およびVCへの
第三者割当増資により**総額約3.2億円**を調達
2019年2月 JR東日本スタートアップ(株)への**第三者割当増資**
を実施

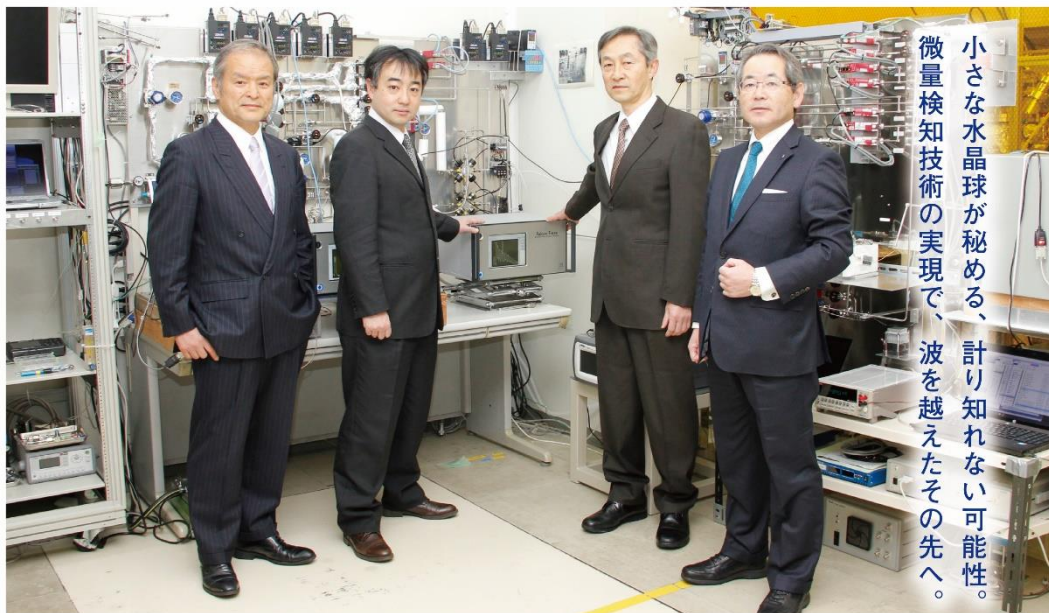
START実績

START発ベンチャー事例（4）



ボールウェーブ株式会社

（東北大学発ベンチャー）



小さな水晶球が秘める、計り知れない可能性。
微量検知技術の実現で、波を越えたその先へ。

日本戦略投資株式会社
代表取締役

佐々木 美樹

（事業プロモーター）

ボールウェーブ株式会社
代表取締役社長

赤尾 慎吾

ボールウェーブ株式会社
取締役 研究開発部長
東北大学名誉教授

山中 一司

（研究代表者）

東北大学教授
未来科学技術共同研究センター長

長谷川 史彦

■プロジェクト概要

課題名 「ボールSAWセンサを用いた小型・高速・好感度な
微量水分計ユニットの事業化」

事業プロモーター：日本戦略投資株式会社

研究開発機関：東北大学

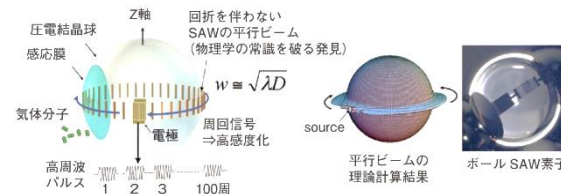
START採択：2014年度

ベンチャー設立：2015年11月15日

■技術概要

ボールSAW

球面を伝搬する弾性表面波SAW(Surface Acoustic Wave)を用いた球体の検出技術。回折を伴わないSAWの平行ビームが電気信号により励起され微小な水晶球面を多重に周回。音速や減衰率の変化を拡大させることで、空気中に含まれる微量の気体を測定する。従来のセンサに比べて遥かに高感度・高スピードで検知する事ができ、耐腐食性にも優れていることから、半導体や電池の製造および天然ガスの輸送・液化など、さまざまな分野からのニーズがある。



■ニュース・プレス情報

2016年9月 第三者割当増資により**2.3億円調達**

2018年6月 **J-スタートアップ企業**に選定

2018年10月 高速応答・ハンディ・微量水分計**販売開始**

2018年11月 第三者割当増資により**6億円調達**

各制度概略

※2020年度は変更となる可能性もあります。

制度名	SCORE 社会還元加速プログラム	START プロジェクト支援型
概要	研究者やアントレプレナー志望者等が、リーンスタートアップ手法等のベンチャー起業・成長に有益な知識を実践的に学習し、研究開発成果の事業化を通じた社会還元を加速します。	事業化ノウハウを持った人材「事業プロモーター」ユニットを活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から、研究開発・事業育成のための資金と事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、事業戦略・知財戦略を構築し事業化を目指す。
期間	原則1年度	原則1～3年度以内
予算	500万円/年（直接経費）	3,000万円/年（直接経費） ※支援期間：2～3年度 5,000万円/年（直接経費） ※支援期間：1～2年度
募集対象	・ビジネスモデル検証や顧客ヒアリング等が可能な技術分野全般。 ・上記条件を満たす分野における研究開発を対象とし、原則、研究代表者およびアントレプレナー志望者（EL）を含むチーム体制を構築できること。	・事業プロモーターのプロジェクトマネジメントのもと、研究代表者を中心とし、企業価値の高い大学等発ベンチャー創出等により成果の社会還元を目指す研究開発が対象。 ・研究代表者は、研究開発期間中、日本国内に居住し日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構
産学連携展開部 START募集担当窓口

TEL : 03-5214-7054

FAX : 03-3238-5373

E-mail : <STARTに関するお問い合わせ>

start-boshu@jst.go.jp

<SCOREに関するお問い合わせ>

start-score@jst.go.jp

- ・ JSTホームページ : <http://www.jst.go.jp>
- ・ START・SCOREホームページ : <http://www.jst.go.jp/start>

参考

大学発新産業創出プログラム（START） 2020年度 プロジェクト支援型

公募要領第 6 章 Q&A より抜粋

【申請関連】……………	Q1～23
【プロジェクトの育成等】…	Q24～34
【経費全般】……………	Q35～42

【申請関連】

Q1 提案者は機関の承認を得なければならないのか。

A1 第2次申請書類の提出時に、様式3 知的財産確認書の提出が必要です

Q2 同一の研究代表者が、STARTプロジェクト支援型と社会還元加速プログラム（SCORE）の両方に課題を申請することは可能か。

A2 申請はできません。

Q3 海外機関に所属する研究者、もしくは日本国内で研究活動を行う外国人の申請は可能か。

A3 海外機関に所属する研究者は申請できません。日本国内の大学等に所属する研究者は国籍を問わず、申請が可能です。

Q4 企業や公益財団法人に所属する研究者の申請は可能か。

A4 企業、一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請できません。本制度は主に大学発ベンチャー創出を目的としているため、支援対象を国公立大学、国公立等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人含む）、地方独立行政法人等としており、企業や財団法人等は含まれません。

Q5 学生の申請は可能か。また、参加できるか。

A5 JSTは大学等と委託研究開発契約を締結するため、大学等と雇用関係にない学生は申請できません。ただし、研究開発機関の了解が得られれば、研究開発参加者としての参加は可能です。

Q6 すでにベンチャーを起業した研究者の申請は可能か。

A6 すでに起業したベンチャー企業等への技術移転が目的であれば、本制度の趣旨と異なるので、申請はできません。ただし、既に立ち上げたベンチャーにて事業化に向けた研究開発を行うことができない合理的な理由ある場合は、申請は可能です。申請書にその理由、根拠を明確に提示してください。

Q7 昨年度以前のプロジェクト支援型に申請した結果、不採択となったが、再度申請することは可能か。

A7 申請可能です。新たに加わった事業プロモーターユニットもありますので、再度の第1次申請は歓迎しています。ただし、第1次申請の提出にあたっては、前回の申請時から環境変化や新たに得られた知見等を加味いただくよう努めてください。また、第2次審査にいたった提案者が、同じ事業プロモーターユニットと再度申請することも可能ですが、不採択理由に対する対応の説明が必要となります。

Q8 複数の研究機関による共同申請は可能か。

A8 研究代表者より申請をお願いします。提案者以外に中心的な役割を担う研究者等がいる場合は、申請書の体制に記載してください。また、再委託の実施は認めていないため、研究代表者の所属機関とは別に、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関を認める場合は、JSTが直接、委託契約を行いますので、委託契約等にかかる注意事項について共同研究開発機関においても事前に十分ご確認ください。但し、複数の研究機関が参画する場合は、申請時にプロジェクトの開始前、及び開始後の知財やその他の事項について整理し、大学等発ベンチャーの障害とならないことを示す必要があります。

Q9 共同研究開発機関に企業や公益財団法人等を含めることは可能か。

A9 本制度は、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規ベンチャーでの事業化を目指しています。大学発ベンチャーが事業を進める上で、START推進中の段階から企業や公益財団法人等との連携が必要であり、かつその連携が大学発ベンチャー成長の障害とならない場合には、推進委員会の審査に基づき、認められる場合があります。但し、共同研究開発機関として企業や公益財団法人等が参画する場合、その企業や公益財団法人等はSTARTの研究開発費を執行できません。

Q10 プロジェクト支援型において、特許・プログラム等を保有していなくても申請は可能か。

A10 事業成立のために特許、プログラム等を保有していることが多いですが、事業戦略上、特許等を保有せず起業を目指す場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q11 プロジェクト支援型において、特許化前の技術を基に申請可能か。

A11 申請時に特許、プログラム等を保有していることを申請の必須条件にはしていませんが、多くの採択課題は特許、プログラム等を保有しています。特許化以前の技術を基に申請する場合、合理的な理由を申請書で明確に提示してください。

Q12 プロジェクトに参画しない発明者、出願人が含まれる特許を用いて申請は可能か。

A12 可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。第2次申請に当たり、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いことを、研究機関の知財担当部門による調査、確認をしていただき、「第2次・様式3：知的財産確認書」を提出していただきます。

Q13 民間企業から大学に転籍した研究者において、大学での発明はないが、過去に行った発明で民間企業が特許を保有する技術シーズのみで申請は可能か。

A13 申請はできません。

Q14 どの事業プロモーターがよいか推薦してほしい。

A14 JSTから直接的な指定や推薦は行っていません。事業プロモーターごとに重点領域などがございますので、ご提案の特性に応じて検討をお願いします。各事業プロモーターの特徴は、START事業のHP等で確認してください。

Q15 提案者が申請前に事業プロモーターとコンタクトを取ることや、申請の事前相談をすることは可能か。申請後はどうか。

A15 申請前であれば、各事業プロモーターにEメール、電話によりお問い合わせや事前相談いただくことが可能です。ただし、申請後は、事業プロモーターユニットが希望する場合を除き、控えてください。

Q16 第1次申請で事業プロモーターユニットを指名するにあたり、所属大学等の制限はあるか。例えば、事業プロモーターユニットによっては特定の大学からのみしか申請を受け付けない、というような制限はあるか。

A16 原則として、所属大学等による制限はありません（単一の大学等に限定した活動を行う機関は事業プロモーター支援型の公募対象として認めていません）。各事業プロモーターユニットは、それぞれが提示している対象地域、対象分野を踏まえつつ、全国の大学等からの申請を広く受け付けております。各事業プロモーターの特徴は、START事業のHP等で確認してください。

Q17 複数の事業プロモーターユニットが事業化支援を行うことは可能か？

A17 2ユニットの事業プロモーターユニットが連携して、事業化支援を行うことも可能です。その場合は、2つの事業プロモーターユニットと研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得て下さい。ただし、連携可能なユニット数は2ユニットまでとします。また、事業化支援業務の主体となる事業プロモーターユニットを、2次申請書の様式1 の2. 連絡先情報、4. プロジェクト推進体制にて、明示してください。

Q18 事業プロモーターユニットと大学等との覚書・協定書等は必須書類であるか。

A18 採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。覚書の例として、「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例（参考）」を本事業の事務処理書類のウェブサイト（https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf）に提示しています。

Q19 事業プロモーターユニットと大学が締結する覚書・協定書等について、大学等側の契約主体は誰になるか。

A19 大学等の規則に基づき、然るべき責任者との締結が必要になります。なお、大学等の機関として、事業プロモーターとの連携体制を構築するために、機関の長（学長、総長、理事長等）との締結が望まれます。

Q20 同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A20 申請は可能ですが、プロジェクト選定の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置等」についてあらかじめご留意ください。

Q21 申請書を直接持参して提出することは可能か。

A21 第2次申請書は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類、試料等の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加書類、試料等に関し、郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とする可能性もあります。

Q22 申請書の受領書はもらえるのか。

A22 申請書の受領書はございません。第2次申請では府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関 処理中」となっていればJSTに申請書を提出できたことが確認できます。

Q23 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A23 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはEメール又は電話によりお願いします。

【プロジェクトの育成等】

Q24 事業で育成したプロジェクトの出口として、既存企業へのライセンスやM&A（吸収・合併）も可能か。また、必ずベンチャー企業を設立しなくてはならないのか。

A24 本制度は、新産業の創出、新規マーケットの開拓に向けて、既存企業ではリスクを取りにくい、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術シーズについて新規ベンチャーでの事業化を目指しています。しかし、既存企業への技術・人材等の提供により本制度の目的が果たせる場合には、推進委員会の厳格な審査に基づき、その計画が認められる場合があります。

Q25 事業プロモーターの権限はどこまでか。例えば、大学の知財に関する権限も有するのか。

A25 採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。その中において事業プロモーターユニットと大学等の間の役割分担やプロジェクトマネジメントの一元化についても記載していただくことになります。覚書の例として、「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例（参考）」を本事業のウェブサイト

（https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf）に提示しています。

Q26 事業プロモーターと提案者の間のノウハウ等の取扱いはどうに定められるか。

A26 採択後には、事業プロモーターを中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を大学等と事業プロモーターユニットとの間で締結していただきます。覚書の例として、「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例（参考）」を本事業のウェブサイト（https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf）に提示しています。また、JSTは事業プロモーターユニットと秘密保持条項を含んだ業務委託契約を締結しています。

Q27 プロジェクト実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A27 産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q28 事業プロモーターに、市場調査等を行ってもらえるか。

A28 事業プロモーターがデューデリジェンスを行うときに市場調査を行う場合があります。

Q29 研究者が将来起業することは可能か。

A29 大学等が定める利益相反規定等の範囲内で可能です。

Q30 事業プロモーターとの意見が一致しないため、大学だけでプロジェクト継続は可能か。

A30 本制度は、事業プロモーターによる事業化に向けたプロジェクトマネジメントのもとで、大学等において事業化に向けた研究開発を行っていただくこととしておりますので、大学単独でのプロジェクト継続は制度上、認められません。速やかにJST担当者にご相談ください。

Q31 大学等が事業プロモーターから不利な条件を要求される等の事態が生じた場合はどこに相談すればよいか。

A31 事業プロモーターユニットとの活動等において、著しく大学等の権利が侵害される恐れがある、もしくは侵害されている等の事態が生じた場合は、各大学等から直接、JSTの本制度担当者にご連絡ください。

Q32 事業プロモーターの事業育成活動が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業育成活動を行うことは可能か。

A32 詳細を速やかにJSTの本制度担当者に直接ご相談ください。大学等において事業化に向けた研究開発と事業育成活動の両方を行うことは可能ですが、事業育成活動は研究代表者よりも支援者の方に行っていただくことが効率、効果の面で好ましい場合が多いと考えております。なお、事業プロモーターと研究代表者を含むプロジェクトメンバーで認識違い等のミスコミュニケーションが生じない仕掛けとして、第2次申請における事業プロモーターチェックリストがありますので、是非ご参照ください。また、計画書策定段階において、提案書をブレイクダウンし、事業化における研究開発および事業育成活動の実施項目でマイルストーンと実施者を明確に設定し、プロジェクトメンバー同士で各項目の進捗を見える化、共有化することを推奨しています。

Q33 事業プロモーターは、育成したベンチャー企業に対する投資の責任を負うか。

A33 必ず投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、民間のリスクマネーを呼び込むことは、本制度の重要な目的の一つであり、事業プロモーターユニットの中間評価等における評価の対象となります。中間評価等の結果は、事業プロモーター活動の継続・中止に直接関係するため、事業プロモーターは、自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行うこととなります。ただし、これにより事業プロモーター自身の投資の機会が確保されるものではありません。一方で、事業プロモーターの事業育成の貢献に応じた資本政策が検討されることが、良い大学発ベンチャーエコシステムを形成することにつながると考えております。

Q34 ベンチャー企業を前倒しで設立した場合は即座に終了するのか。

A34 原則として、早期終了を想定しています。ただし、知財等がSTART終了後円滑に移転されるため早期起業する必要があるなどの理由(例：大学との知財ライセンス交渉に会社が必要等)に応じ、一定期間の支援継続が妥当であると認められる場合、大学等での事業化に向けた研究開発支援を認める可能性があります。この場合、起業の遅延を防ぐため、かつ、STARTの支援目的である企業価値の高いベンチャーの創出（成長の第一段階としてリスクマネー獲得等）を円滑に促すための例外的な対応となりますので、ベンチャーの状況の報告を随時、詳細に求めることとなります。また、START経費は、ベンチャーで本来支出すべき経費には充当できませんので、適切な経費執行にも十分に留意頂くこととなります。

【経費全般】

Q35 プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能か。

A35 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、認められません。

Q36 間接経費は措置されるか。

A36 大学等に対して、直接経費の30%を間接経費として措置します。

Q37 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A37 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成26年5月29日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下のURLにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q38 特許経費は支出できるか。

A38 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用等は、間接経費等から支出を検討してください。また外国特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JSTの「知財活用支援事業」（※）も活用できますので、ご相談ください。https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html 参照
なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略、研究開発戦略を構築するための特許調査の費用は直接経費から支出できます。

Q39 本制度の直接経費で雇用する研究員等が、本制度以外の業務を行うことはできるか。また、本制度の直接経費で雇用する研究員等について、裁量労働制を適用することはできるか。

A39 勤務時間の管理については、研究開発機関が定める規則等に従うものとしておりますので、研究開発機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本制度の研究開発に充てる勤務形態（兼業者）の場合、従事日誌等により従事日または従事時間を区分し、本研究に該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q40 本事業として出席を求める説明会や進捗の評価への出席等、JSTとの打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A40 進捗の評価や説明会出席等、本制度の事業計画に基づいた事業の実施と直接関係があるものには支出できます。

Q41 自機関の施設等の使用料は直接経費として支出できるか。

A41 本プロジェクトに直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究開発機関は、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q42 複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

A42 可能ですが、次年度の研究開発が中止となる可能性もございますので、複数年度契約を行う際はご注意ください。なお、研究開発が終了した場合、複数年度のリース契約解除処理は、費用負担も含め研究開発機関の負担となります。